

# 後見人等候補者事情説明書

(後見開始, 保佐開始, 補助開始)

※ この事情説明書は, 必ず後見人等候補者自身が記載してください。

記入年月日: 平成 年 月 日 記入者氏名: \_\_\_\_\_ 印

## 1 候補者の住所, 氏名等について

- 候補者は申立人である。
- 申立書候補者欄に記載のとおり
- 住所:

(平日昼間の連絡先) \_\_\_\_\_ (電話・携帯) \_\_\_\_\_ ( ) \_\_\_\_\_

## 2 候補者は次のいずれかの事由に該当しますか。

- 未成年者
- 家庭裁判所で成年後見人等を解任された者
- 破産者で復権していない者
- 本人に対して訴訟をしたことがある者, その配偶者又は親子である者
- いずれにも該当しない。

## 3 身上・経歴等

(1) 候補者の家族を記入してください。

| 氏名 | 年齢 | 続柄 | 職業 (勤務先, 学校名) | 同居・別居 |
|----|----|----|---------------|-------|
|    |    |    |               |       |
|    |    |    |               |       |
|    |    |    |               |       |
|    |    |    |               |       |

(2) 候補者の経歴 (学歴, 職歴, 結婚, 出産等) を記入してください。

| 年月日 | 最終学歴・主な職歴    | 年月日 | 身分の変動, 家族関係 |
|-----|--------------|-----|-------------|
| ・ ・ | 最終学歴 ( ) を卒業 | ・ ・ |             |
| ・ ・ |              | ・ ・ |             |
| ・ ・ |              | ・ ・ |             |
| ・ ・ |              | ・ ・ |             |
| ・ ・ |              | ・ ・ |             |

(3) 候補者の健康状態について記入してください。

- 良好である。
  - あまり良好ではない。
- (具体的内容)

(4) 候補者の経済状態等について記入してください。

- ① 職業: \_\_\_\_\_
- ② 収入: 月収・年収 約 \_\_\_\_\_ 万円  
内訳: 給与等 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 万円  
年金等 \_\_\_\_\_ 月額 \_\_\_\_\_ 万円

その他の収入（内容：\_\_\_\_\_） 月額 \_\_\_\_\_ 万円

※収入がない場合

生活費を負担している人の氏名 \_\_\_\_\_

負担している人の月収 \_\_\_\_\_ 万円

- ③ 資産：不動産 有（ \_\_\_\_\_ ）  
無

預貯金（株式、国債等を含む。） 合計約 \_\_\_\_\_ 万円

- ④ 負債： 借入先 \_\_\_\_\_ 借入目的 \_\_\_\_\_ 負債額 \_\_\_\_\_ 万円  
\_\_\_\_\_ 万円

- ⑤ あなたが本人のために立て替えて支払ったものがあれば、その額及び内容並びに、その返済を求める意思があるか否かについて記入してください。

| 金額 | 内容 | 返済を求める意思   |
|----|----|--|
| 円  |    | <input type="checkbox"/> 求める。 <input type="checkbox"/> 求めない。 |

#### 4 今後の方針、計画を具体的に記載してください。

- (1) 療養看護の方針や計画について（今後の生活の拠点、必要となる医療や福祉サービス、身の回りの世話等）

.....  
.....

- (2) 財産管理の方針や計画について（大きな収支の変動、多額の入金の予定があれば、その管理方針等についても記載してください。）

.....  
.....

#### 5 後見人等の役割について

- (1) 申立人から「成年後見申立ての手引」を見せてもらいましたか。

- すべて読み、内容も理解している。  
 すべて読んだが、理解できなかった部分がある。

（不明、疑問な点）  
\_\_\_\_\_

- 読んでいない、または見せてもらっていない。

→申立人に手引をお渡ししてありますので、お読みください。

- (2) 後見人等に選任された場合には、次のことに同意しますか。

- ① 本人の意思を尊重し、その心身の健康に配慮して身上監護を行うこと。  
② 本人の財産を後見人等自身のために利用しないことはもちろん、投資、投機等の運用をしたり、贈与、貸付をしたり、本人に借金や保証（抵当権設定を含む。）等させることがないよう誠実に管理すること。また、疑義が生じないように、収支を記録に残すこと。

- ③ 家庭裁判所の指示に従い、後見等事務の監督を受けること。

- 同意する。  
 同意できない、又は疑問がある。

（理由）  
\_\_\_\_\_